金

今日ほどアーカイ 求められている

かかわるすべての人が「学べる

総勢90名以上の専門家による 初の本格用語辞典、 ここに誕生!

日本におけるアーキビスト資格の創設に 矢野正隆 寺澤正直 弘 湯上良/大木悠佑 小宮山敏

関根豊

和

カイブズ学用

孟明

研

究会メン

宮間

成を牽引する大学の研究者、国や地方自治体の文書館等の最前線 すすめし 携わるなど、専門職の養 ます

文書館などアーカイブズ所蔵機関スタッフ/図書館司書

博物館学

芸員/官公庁・企業で記録管理に携わる方/記録やアーカイブ ズの研究者・学生/歴史学、図書館情報学、法学、行政学な どの研究者・学生/地域史研究者や資料保存活

2024年7月下旬刊行

A 5 判上製 500 頁予定 アーカイブズ学用語研究会[編] 8、800円(税込

售

社会のデジタルシフト、官庁・企業での記録の管理をめぐる 問題、記録された情報への持続可能なアクセス、そして 利活用……新たな状況に対応するために必携のツール

柏書房

〒113-0033 文京区本郷2-15-13 TEL.03-3830-1891 FAX.03-3830-5337 https://kashiwashobo.co.jp E-mail:eigyo@kashiwashobo.co.jp

本辞典の特長

- ●総勢90名を超える専門家の手により、約1,300項目を見出し語として収録。これまでに類 を見ない圧倒的な質と量を誇る本邦初の本格用語辞典。デジタル化の急速な進展によっ て新たに登場した用語・概念も完全収録。
- ●「基本原則・理論」「デジタル・アーカイブズ」など、学びたいテーマからのアプローチを可 能にする、50音順によるカテゴリー別主要項目目次を掲載。アーカイブズの理論と実践を 体系的に把握できる「読める辞典」。
- ●さまざまな組織や団体において記録の管理に携わる専門家から、これからアーカイブズ 学を学ぶ入門者まで、誰もが用語を正確かつ端的に理解するための手掛かりに。

アーカイブズ学とは

持続的価値のある記録情報の保存と、時・空間をこえたアクセスを人類に保証する学問。 本書はアーカイブズについて学ぶ人々、さらに実践に向き合う専門職 アーキビストが 認識を共有し、ともに働くための基礎となることばを知るための 初の本格的な用語辞典。

内容見本 (実寸の75%)

アーキビストの倫理綱領(一りんりこうりょ Code of Ethics for Archivists

1)アーキビス)の専門職(professional) としての社会的<mark>責任を明らかにし、アーカ</mark> イプズに関連するさまざまな当事者(たと えば親組織や利用者、寄贈・寄託者、他の に
成機関や専門職など) に対 る紛争を解決するた 々が遵守し、行動の

基本用語は原語表記 を記載、知識を世界に つなげる手掛かりに

ときた。これに反する行 動があった場合には、専門職の外部からの 関与によらずに、必要な制裁を適用するた めの指針として使用されることもあり、中 立性を確保するなどの観点からアーキビス ト協会がその内容を定めるのが一般的であ る。たとえばアメリカでは、アーキビスト 協会(SAA)が最初の公式な倫理を定めた のは 1980 年であった (ただし、1950 年代 半ばには国立公文書館がその現職者の研修 プログラムのためにThe Archivist's Code を作成、公表していたことが知られる American Archivist 18(4), 1955 年)。 ニョー・ジェンキンソ

里を記したもの。倫理

っことは、その存在が

とを証明する材料の一

項のICAによる倫理綱領の取組みの底流 となった。なお、日本においては、この意 味でのアーキビストの倫理はいまだ定めら れていない状況にある。

2) ICAが 1996年の北京大会において採択 した倫理の定め。日

資料保存利用機関 より理解を深めるためのガイ 会の訳による「ア ドとなる「参考文献」の掲載 として、翌96年

た。この文書は、利 ん。 るメンバーや現職者への教育や責任息。 喚起とともに、専門職としてのアーキビス トに対する公共の信頼を浸透させることを も目的とした側面があった。また、ここに 示された内容を実施するかどうかは、アー カイブズ機関や専門職団体それぞれの意思 に委ねられており、ICAの性格に鑑みて その強制力はなく、あくまでも方針と実践 の推奨にとどまる。なお、綱領は全体で 10の原則についての主文とそれぞれに対

する解説からなり、主文と解説が って倫理綱領を構成している(のみ、あるいは解説のみを取り することは想定されていないと

本辞典中に記載のある項 目を「参照」として明示、 関連付けた理解が可能に

【参考文献】小川千代子・高 編『アーカイプ事典』2003年 【参照】アーキビスト:アーキビスト協会

親組織:ICA アカウンタビリティ

の行為につい

「なぜその責任を有するのか」などの要素 があり、説明者はその義務を的確に果たせ ない場合には懲罰を受ける可能性を持つも のでもある。アカウンタビリティは、主に 記録作成者によって作成、管理された記録 や、アーカイブズ資料を用いて果たされる ものである。

我が国において、アカウンタビリティの である「説明責任」は、上記のような のほかに、ある行為について透明性や 展開示を図るために「説明をする 、あるいはその行為の妥当性につい 説明し納得を得るという意味で使用され

【参考文献】山本清『アカウンタビリ を考える』2013 年、NTT 出版 【参照】情報公開:透明性

ウェブアーカイビング

ウェブ上のコンテンツを収集・保 [英] web archiving その長期利用を保証すること。公文 や自組織の記録管理のため、またい 一味すために実施されてい 的な場合 (特定の機 的な場合 (ウェブ全 。サーバ上のデータな

機械的な動収集プ る。著作権者から許諾 ▲図書館が国のドメイン できるように法整備済みの国 非営利団体のインターネット 米国著作権法のフェアユース してウェブ全体を収集・提供 る。日本では国立国会図書館 ット資料収集保存事業を実 法制度に基づくウェブサイ 八的機関のものに限られる

注文書

2020年度より

スタートした

にも対応!

-キビスト認証制度」

書店名

アーカイブズ学

アーカイブズ学用語研究会 [編]

定価8,800円(税込) A5判上製、500頁予定 ISBN978-4-7601-5531-6 C3500

お名前

ご住所・ご所属

取扱書店